

# ユニバーサルデザインタクシーの普及促進

## 令和6年度は国・府・市あわせて最大120万円／台

大阪市では、万博開催前の令和6年度末までに普及率25%の達成をめざし、ユニバーサルデザイン(UD)タクシーを導入する事業者に対して、1台あたり30万円を上限として補助を実施しています。

**令和6年度は、導入支援を強化するため、国補助金と併用が可能です。**

国補助(60万円／台)+府補助(30万円／台)+市補助(30万円／台)=最大120万円／台



申請期間:令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)まで



**主な変更点を下線・朱書きで記載しています**

### 大阪市ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金 制度概要

#### 補助対象車両

以下全ての要件を満たすユニバーサルデザインタクシー

1. 国の「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」に基づき認定された車両であること
2. 大阪市内に使用の本拠を置く車両であること
3. 新規登録された車両であること(中古でないこと)

#### 補助対象事業者

補助対象車両を購入するタクシー事業者・リース事業者

#### 補助金額

車両本体価格(税抜き・値引き後)の1/6または30万円

**もしくは国の補助制度と併用する場合は当該補助金の1/2** のいずれか低い額

#### 交付の条件(変更:国の補助を受けている車両も補助対象)

1. 補助対象車両1台につき「ユニバーサルドライバー研修」等の修了者を2名以上(個人タクシーの場合は1名)配置すること。
2. 国の通達に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施していること。
3. **補助対象車両は、本市の他の補助金を受けていないこと。**
4. 補助対象車両が、クレジットカード・電子マネー・QRコード決済等のキャッシュレス決済に対応していること。
5. 補助対象車両が、ICTを活用したタクシー配車サービス(スマートフォンによるタクシー配車アプリ等)に対応していること。



【申請についての詳細はこちら】

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000472488.html>

令和6年度は、様式1、様式11を変更しています。

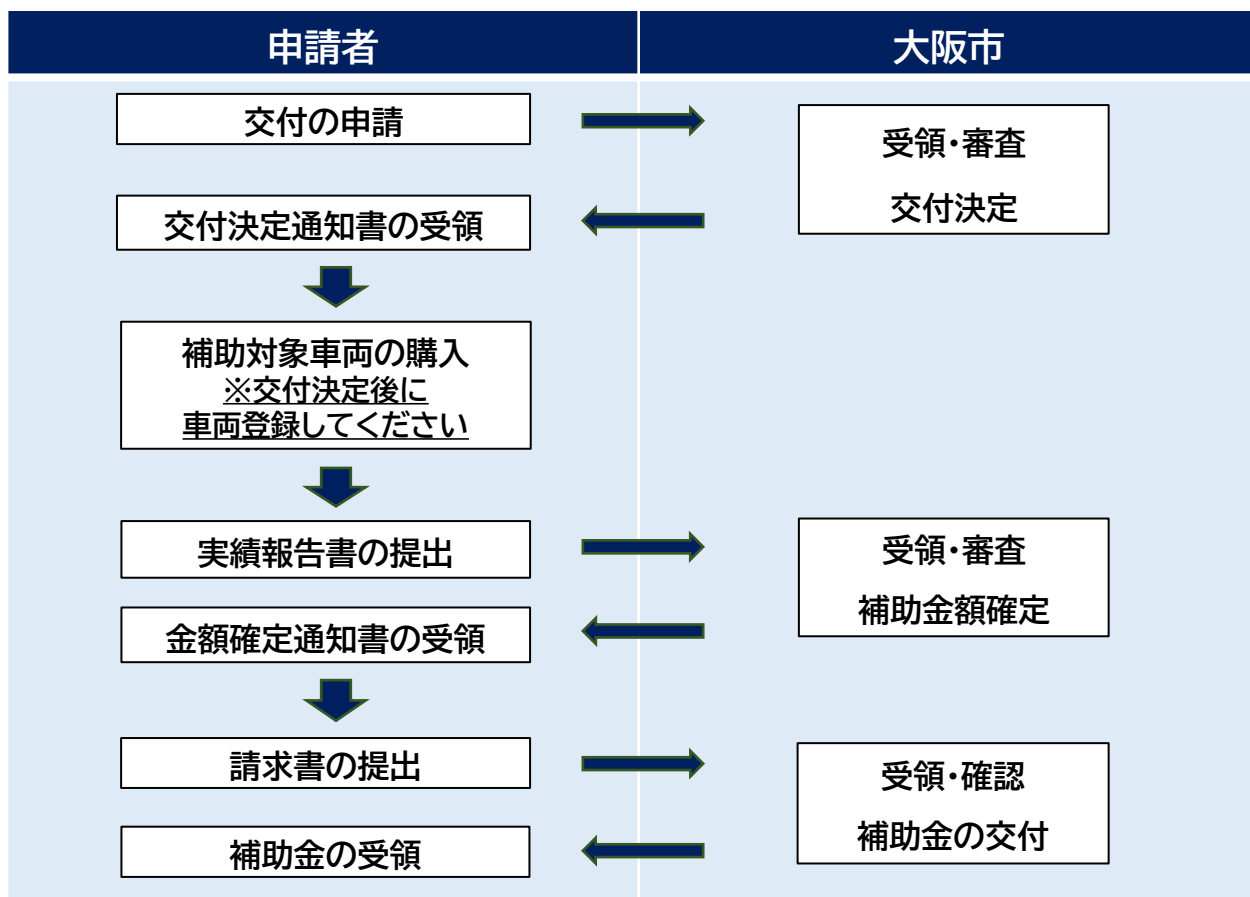
### 交付申請時に必要な書類

#### 【タクシー事業者】

- ・(第1号様式)交付申請書
- ・(第1号様式 別紙1)
- 法人タクシーの場合(第1号様式 別紙2-1)
- 個人タクシーの場合(第1号様式 別紙2-2)
- ・購入予定の車両の見積書
- ・研修証明書等の写し(実績報告時まで提出)

#### 【リース事業者の場合、左記に加えて】

- ・リース契約書等の写し
- ・(第12号様式)



#### 提出先・お問合せ先

大阪市 計画調整局 計画部 交通政策課

〒530-8201大阪市北区中之島1-3-20 (大阪市役所本庁舎7階)

電話:06-6208-7846

メールアドレス:[ea0007@city.osaka.lg.jp](mailto:ea0007@city.osaka.lg.jp)

受付時間:平日(祝祭日・12月28日～1月3日を除く)

9:00～17:30(休憩時間12:15～13:00)